

平成 29 年 10 月

定 例 会 議 事 録

坂出市農業委員会

第1号議案	農地法第3条許可申請	3 件	田 畑	3,202.00 m ² 755.00 m ²
第2号議案	合意解約	5 件	田 畑	6,785.00 m ² 0.00 m ²
第3号議案	農地法第4条許可申請	2 件	田 畑	316.00 m ² 200.00 m ²
第4号議案	農地法第5条許可申請	6 件	田 畑	3,424.00 m ² 541.00 m ²
第5号議案	非農地証明願	2 件	田 畑	198.00 m ² 4,118.00 m ²
第6号議案	農地改良に係る届出	0 件	田 畑	0.00 m ² 0.00 m ²
第7号議案	農用地利用集積計画書	46 件	田 畑	108,977.00 m ² 6,286.00 m ²
第8号議案	農地法第5条の規定による許	1 件	田 畑	580.22 m ² 0.00 m ²
合 計		65 件	田 畑	123,482.22 m ² 11,900.00 m ²

会 議 名	29年10月 定例会		
日 時	平成29年10月20日	場 所	合同庁舎 4階 大会議室

氏 名	出 欠
会 長 11 中村康男	○
会長職務代理 2 大原眞路	○

氏 名	出 欠	氏 名	出 欠
事務局長 細川英樹	○	次長 岡崎伸一郎	○
事務局長補佐 藤井良清	○	書記 坂上祐美	○

農 業 委 員

氏 名	出 欠
1 木下得代	○
3 三木洋一	○
4 川田一博	○
5 吉田宏明	○
6 山下恭生	○
7 松下良夫	○
8 井上賀博	○
9 岡野孝文	○
10 村井孝彦	—
12 藤本俊彦	○
13 宮本賢一	—
14 猪熊幸雄	○
15 國重幸代	○
16 穴吹秀雄	○
17 梶野和幸	○
18 大西和男	○

18名中 16 名出席

欠席届出 村 井 孝 彦

宮 本 賢 一

傍聴推進委員 河 合 茂 夫

三 野 久 米 吉

定 例 会 議 事 録

1. 日 時 平成29年10月20日(金) 午前 8時56分～

2. 場 所 坂出合同庁舎 4階 大会議室

3. 議 案 1) 農地法等許認可申請について
2) その他

事 務 局 長 おはようございます。

定刻4分前ではございますけれども、ご予約されております委員さん全員お揃いになりましたので、ただいまより10月の定例会を開催いたします。

事 務 局 長 本日もご審議をお願いする案件は、第1号議案から第8号議案まで 合計 65 件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

なお、本日は、18名中 16 名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

また、 10番 村井 委員さん、13番 宮本委員さんから欠席のご連絡をいただいております。

事 務 局 長 それでは、坂出市農業委員会会議規定により

大原会長職務代理 に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

よろしく願いいたします。

大 原 会 長
職 務 代 理

おはようございます。

10月12日から秋の長雨と申しますか、雨が降りっぱなしで稲刈りを残したりみかんの収穫とかブロッコリの植え付けとかできなくて、心配されていることと
思います。

また、台風21号が23日頃、高知沖を通過するという予報が流れております。

まあ、心配の種がいっぱいありますけど委員の皆様におかれましては、お忙しいところ早朝よりご出席いただきまして、ありがとうございます。

さっそくではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を

16番 穴吹 委員さんと

17番 梶野 委員さんのお二人をお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、

13番 宮本 委員さん

14番 猪熊 委員さん

15番 國重 委員さんと 私で、昨日の10月19日(木)に実施しておりますので、のちほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

大原会長
職務代理

第1号議案「農地法第3条許可申請」3件を議題に供します。
事務局の説明を求めます。

坂上書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」について
ご説明いたします。

1番、・・・、面積 755㎡。【議案読み上げ】

本申請は、第7号議案の2番と関連しており、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものです。第7号議案において利用権設定を受ける面積と本申請の面積を合計して3,000㎡を超えるため下限面積要件を満たしています。

2番、・・・、面積 1,150㎡、合計 2,322㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

3番、・・・、面積 880㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

本日の案件3件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。

よろしくご審議お願いいたします。

以上です。

大原会長
職務代理

ただいま事務局より説明がありました。第1号議案について

なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各 委 員

【異議なし】の声あり

大 原 会 長
大 職 務 代 理

特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条
許可申請」3件 につきましては、原案どおり承認とさせて
いただきます。

大 原 会 長
大 職 務 代 理

続いて、第2号議案「農地法第18条 合意解約」5件を
議題に供します。 事務局の説明を求めます。

坂 上 書 記

それでは、第2号議案「農地法第18条 合意解約」
について、ご説明申し上げます。

1 番、・・・、面積 1,327㎡。【議案読み上げ】

2 番、・・・、面積 648㎡。【議案読み上げ】

3 番、・・・、面積 665㎡、合計 1,387㎡。【議案読み上げ】

4 番、・・・、面積 773㎡、合計 2,313㎡。【議案読み上げ】

5 番、・・・、面積 1,110㎡。【議案読み上げ】

本件は、第4号議案 1番と関連しております。

以上です。

大 原 会 長
大 職 務 代 理

ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案について
なにかご意見・ご質問等はありませんか。

山 下 委 員

3番の解約理由で畦畔機能不良のためとはどういうことですか。

坂 上 書 記

はい、借受人の方が除草剤をまいたことで、そこに穴ができてコンクリートの
畔が傾いてしまったそうなんです。それで貸付人の方の希望で今回の解約と

ということになりました。

山下委員 それではトラブルで解約ということですか。

坂上書記 はい、畦畔がそうなったことで解約ということですね。

山下委員 分かりました。

大原会長
職務代理 他に何かありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

大原会長
職務代理 特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第18条
合意解約」5件を受理し、処理してまいります。

大原会長
職務代理 続きまして、第3号議案「農地法第4条許可申請」2件を
議題に供します。

なお、第3号議案の1番、2番については現地調査を
実施しておりますので14番 猪熊委員さんに現地調査
の報告をお願いいたします。

[現調委員] <現地調査報告>

猪熊委員 それでは、昨日行ってまいりました第3号議案「農地法第4条許可申請」
の1番と2番について現地調査報告させていただきます。

1番、・・・、面積 108㎡、合計 200㎡。【議案読み上げ】
場所は、林田松山海岸線をまっすぐ東に来て王越方面に曲がらず、そこから
東へ200mほど入って右へ100mほど行った場所になります。
大屋富町 字内間 青海川に架かる松山橋から南東 直線で230mくらいの
ところ です。

無断転用の有無は、有です。

転用目的は、農業用倉庫 用地です。

既に農業用倉庫が建っている場所で、年月日不詳ではあるが以前より農業用

倉庫用地として利用していたが、このたび、農地法の許可を受けていなかったことが判明し、その解消のため申請を行ったものです。

農地の区分は、周辺の状況より第2種農地に該当します。

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われまます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

始末書の提出があると聞いております。

2番、・・・、面積 223㎡、合計 658.47㎡。【議案読み上げ】

場所は、林田町 字中川 綾川に架かる新雲井橋からほぼ東に約200mに位置。

坂出方面から新雲井橋を渡っていただいて、綾坂歯科手前を南に入ったところに位置します。

無断転用の有無は、有となっております。

転用目的は、農家住宅の宅地拡張 用地です。

既に、住宅及び新築の納屋等は建っており、平成7年に隣接宅地にある住宅を増築した際に本申請地に住宅の一部が及んでしまっていることが判明したためということです。

農地の区分は、周辺の状況から第2種農地に該当します。

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われまます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

無断転用による始末書の提出があるとのこと。

以上です。

大原 会長
職務代理

ありがとうございました。

猪熊 委員 さんより 現地調査の報告がありましたが、事務局の方で補足説明がありましたらお願いいたします。

岡崎 次長

第3号議案「農地法第4条許可申請」について、現況については先ほど猪熊委員さんよりご説明いただいたとおりでございまして、無断転用は農地転用の許可を取らずに農地に建物などを建てたりして転用しているものであります。

この2件ともそれを解消するためなので、これから転用で何かをするというの

ではなくて今農地に建っているものについて追認で許可を受けるための申請で
ございます。

以上です。

大原会長
職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案について
なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

大原会長
職務代理

特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第4条許可
申請」2件につきまして、原案通り承認し、委員会の意見書を添付
して県へ進達することと致します。

大原会長
職務代理

続きまして第4号議案「農地法第5条許可申請」6件を議題
に供します。

なお、第4号議案の3番につきましては現地調査を実施しております。
再び、14番 猪熊 委員 さんに現地調査の報告をお願いいたします。

[現調委員]

<現地調査報告>

猪熊委員

それでは、引き続き第4号議案「農地法第5条許可申請」の3番について
の現地調査報告をさせていただきます。

3番、・・・、面積 1,299㎡、合計 1,311.48㎡。【議案読み上げ】

申請地は、川津町 字弘光で、高松自動車道坂出インターチェンジから
西側側道沿いに約650m、大東川に架かる川津新橋から北へ 約550mに
位置するところです。

無断転用の有無は、無です。

転用目的は、宅地分譲(5区画)用地です。

農地の区分は、都市計画により用途が第1種住居地域と定められている第
3種農地に該当し、被害防除については現況と計画書から適切であり、周
辺農地への影響は少ないものと思われます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他としまして、開発許可が必要であり、現在、担当課と協議中であると

聞いております。

以上です。

大原会長
職務代理

はい、ありがとうございました。

大原会長
職務代理

ただいま 猪熊 委員 さんより 現地調査の報告がありましたが、他の案件と併せて事務局の補足説明を求めます。

藤井事務局長補佐

それでは、第4号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明をさせていただきます。

1番から順にご説明いたします。

1番、・・・、面積 1,110㎡。【議案読み上げ】
転用目的としまして、太陽光発電設備用地。
備考としまして、使用貸借権の設定でございます。
本件は、第2号議案 5番と関連した案件でございます。
場所は、西庄小学校から北へ 約400m、西庄公民館から道路を挟んだ西側に 位置しております。
無断転用は、ございません。
申請理由として、申請人夫婦は非農家世帯であり、譲渡人である奥さんが昨年5月に相続で申請地の所有権を全て取得した。しかし、その農地は自宅から少し離れており、農地として維持管理に困っていた。そのような中、譲受人は電気工事業を営んでいる関係上、取引先から太陽光発電事業の提案を受け、老後の生活費の糧とするため所有者である妻から申請地を使用貸借権で借り受け、太陽光発電設備として転用するため申請を行ったという案件です。
農地の区分ですが、周辺の状況から第2種農地に該当します。
周辺農地への影響について、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われま。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

2番、・・・、面積 330㎡。【議案読み上げ】
転用目的 分家住宅 用地で、使用貸借権の設定です。

場所は、県道 高松坂出線と青海川に架かる第一青海橋から南へ
約170m、松山小学校から北へ 約700m に位置しております。

無断転用は、ございません。

申請理由として、譲受人は、現在、申請地近くにある両親宅に、両親、兄弟、
妻、子供など10人で居住しているが、子供達4人の成長に伴い手狭になって
きたので、譲渡人である父から申請地を借り受け、自己住宅を建築するために
申請を行った案件でございます。

農地の区分につきまして、現在は農用地に登録されていますが農用地除外申
請中(事前協議回答日:H29.10.5)で、農用地除外後は土地改良事業も圃場整
備も行っていないということで、2種農地になります。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周
辺農地への影響は少ないと考えられます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他としまして、平成29年9月定例会 追加議案 第1号議案 坂出農業振
興地域整備計画変更の事前協議 1番で審議し、承認を受けた案件でございます。

3番は、先ほど 猪熊委員 さんより現地調査報告をいただいたとおりござい
ますが、補足説明といたしまして、これまでも何度か説明はしているとは思いま
すが、住宅の分譲には分譲住宅と宅地分譲の2種類ありまして、今回申請の宅地分
譲は都市計画により用途地域と定められた地域においての転用ということで、造成
を行い土地だけの売買が可能な宅地分譲の許可ができるところということになっ
ております。本市におきまして、都市計画により定められた用途地域というのは、ほと
んどが旧市街化区域であると考えていただいても構わないかと思います。

今回の申請につきましては、譲受人が建ててから販売する建売分譲住宅ではなく
土地だけを販売する宅地分譲住宅で許可を受けたいという申請でございます。

3番についての補足説明は、以上です。

4番、・・・、面積 244㎡、合計 257㎡。【議案読み上げ】

転用目的 非農家の自己住宅 用地で、所有権の移転です。

場所は、東部中学校から 北西へ 約250m に位置しております。

無断転用は、ございません。

申請理由としまして、譲受人は、現在、借家住まいですが、家族が増え子供の成
長に伴い手狭になったことから、本申請地を譲り受けて自己住宅を建築するた
め申請を行った案件でございます。

農地の区分につきまして、都市計画により用途が第1種住居地域と定められている第3種農地に該当します。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないと考えられます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他としまして、併せて利用する土地の13㎡については、4号議案5番の申請地の一部に共同排水管を埋設し本申請地の雨水、汚水を水路へ排水するためのもので、4号議案5番の譲受人から承諾書もらっています。

5番、・・・、面積 297㎡。【議案読み上げ】

転用目的 非農家の自己住宅 用地で、所有権の移転です。

場所は、東部中学校から北西へ 約250m、4番申請地の南隣 に位置します。

無断転用は、ございません。

申請理由として、譲受人は、現在、戸建賃貸住宅に居住しているが、家族が増え手狭になったことから本申請地を譲り受けて自己住宅を建築するため申請を行った案件でございます。

農地の区分につきまして、都市計画により用途が第1種住居地域と定められている第3種農地に該当します。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないと考えられます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

6番、・・・、面積 685㎡。【議案読み上げ】

転用目的 非農家の自己住宅 用地で、所有権の移転です。

場所は、白峰中学校から西へ 約500m、県道 高松王越坂出線と、綾川に架かる新雲井橋から県道沿いに北東へ 約500m に位置しております。

無断転用は、ございません。

申請理由として、譲受人は、現在、親族の所有する住宅に居住しているが、築60年と老朽化が進んでおり、また、子供の成長に伴い手狭になってきたことから、本申請地を譲り受けて自己住宅を建築するため申請を行った案件でございます。

農地の区分につきましては、周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないと考えられます。

土地改良区意見書から調整を了しているとも確認できております。

その他につきまして、本申請は非農家自己住宅の敷地面積の上限である500㎡を超えての申請となっておりますが、500㎡で分筆を行っても200㎡未満の土地しか残らない過小残地となり農地として効率的な利用が難しいことから、このような場合は非農家であっても全体面積の農地転用が認められています。但し、500㎡までの申請面積の場合、土地に対する建物の利用率は22%以上必要であるが、500㎡を超えた申請面積の場合には、利用率を30%以上を満たすこととなっている。本申請において、土地の面積に対する建物(住宅、カーポート等)の割合(利用率)は、30.36%となっており、条件を満たしているので許可の見込があると思われます。

以上です。よろしくご審議をお願いします。

大原会長
職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第4号議案について
なにかご意見・ご質問等はありませんか。

三木委員

4番と5番の案件ですけれども、譲渡し人は同一人ですよ。

藤井事務局長補佐

はい、そうです。

三木委員

この場合、土地建物取引業の関係が出てくると思うんですが、それについての
何か資料とか書類は取っていないんですか。

藤井事務局長補佐

4番、5番の案件につきましては、事前に県と併せ利用地等について協議し
ましたが、土地建物取引業の関係の書類についての指摘は特に受けており
ません。

三木委員

県も2件までは認めるという取り扱いをしていて、誓約書的なものを付けていた
と思うんですが。

藤井事務局長補佐

それは今回付いていません。

三木委員

そうですか。

藤井事務局長補佐

今後、県の指導により、付けてもらう事になる可能性が高いと思います。

三木委員

分かりました。

大原会長
職務代理

その他に何かありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

大原会長
職務代理

特にご異議もないようですので、第4号議案「農地法第5条許可申請」6件について、原案通り承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達したいと思います。

大原会長
職務代理

続きまして、第5号議案「非農地証明願」2件を議題に供します。

なお、第5号議案2件につきましては、現地調査を実施しておりますので15番 國重委員さんに現地調査の報告を、お願いいたします。

[現調委員]

<現地調査報告>

國重委員

それでは、第5号議案「非農地証明願」について現地調査報告をいたします。

1番、・・・、面積 502㎡、合計 4,118㎡。【議案読み上げ】

申請地 富士見町 二丁目 国道11号線と主要地方道坂出港線との交差点、いわゆる下川津の交差点から北西に約300m、角山の中腹に位置します。申請理由といたしましては、申請地は申請人の先々代と先代が山腹を開墾した甘藷畑及び果樹畑でありました。灌漑施設の無い傾斜地の畑で生産性が良くなかったため、甘藷畑は昭和30年代から、果樹畑は昭和40年頃から耕作しなくなった結果、全ての申請地は昭和50年頃には山林に戻ってしまいました。山林化して約40年経過していること、また生産性の観点からも農地への再生は困難なためです。

現地調査の結果、本申請地を含む周辺一帯が山林化しており、隣接地との境界も判断することは難しい状況でありました。そういったことから、今後、農

地として復元し、耕作することは困難であると思われます。

いものと思われます。

その他としまして、周辺で農業をしている年長者で、農地の状況に詳しい者からの証明書の添付もあると聞いております。

2番、・・・、面積 198㎡。【議案読み上げ】

申請地 林田町 字中川 綾川に係る新雲井橋からほぼ東に約200mに位置します。

第3号議案 2番の隣接地であります。

申請理由は、もともと納屋が建っていた本申請地に、平成29年7月に建替えにより新たな納屋を建築したためであります。

現地調査の結果、申請理由にある納屋が建築されていることを確認いたしました。

以上です。

大原 会長
職務代理

ありがとうございました。

國重 委員 さんより 現地調査の報告がありましたが、事務局の方で補足説明がありましたらお願いいたします。

岡崎 次長

第5号議案「非農地証明願」について、現況については概ね國重委員さんの報告のとおりでございますが、1番の富士見町の案件につきましては周辺の土地と同様に山林化しているため、場所の特定が難しいということから現地調査におきましては、申請者が高齢であるということで申請者のお子さんに現地のを同行をさせていただきまして、場所の確認を行っております。

それから2番ですが、非農地証明の場合は200㎡未満の農業用施設であれば証明できるということで、先ほどの説明にもありましたが第3号議案の2番の隣接地で申請人は農家ということもありまして、全部合わせて4条申請も可能ですが、元々納屋が建っていたということと200㎡未満であるということで、非農地証明もできないことはないのですが、申請人の希望によりあえて非農地証明での申請ということになっております。

以上です。

大原会長
職務代理

ただいま事務局より補足説明がありました、第5号議案について
なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

大原会長
職務代理

特にご異議がないようですので、第5号議案「非農地証明願」2件に
ついて、原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

大原会長
職務代理

続いて、第7号議案「農用地利用集積計画書」46件を議題に
供します。事務局に、第7号議案の説明を求めます。

坂上書記

それでは、第7号議案「農用地利用集積計画書」46件について
ご説明いたします。

今月は新規に農地の貸借をする案件が8件、更新が25件、
再設定が3件で、そのうち認定農業者による利用権設定の締
結が28件となっております。

以上、農用地利用集積計画書46件は、いずれも農業経営基
盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考え
ます。よろしくご審議お願いします。

以上です。

大原会長
職務代理

ただいま事務局より第7号議案について説明がありました、
なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

大原会長
職務代理

特にご異議もないようですので、第7号議案「農用地利用
集積計画書」46件について、原案通りこれを受理し、処理
してまいります。

大原会長
職務代理

続きまして、第8号議案「農地法第5条の規定による許可後の
事業計画変更」1件を議題に供します。

なお、第8号議案の1番は、現地調査を実施しておりますので
15番 國重 委員 さんに現地調査の報告を、お願いいたします。

[現調委員]

<現地調査報告>

國重 委員

それでは、第8号議案「農地法第5条の規定による許可後の
事業計画変更」について、現地調査報告をいたします。

1番、・・・、面積 575㎡、合計 613.88㎡。【議案読み上げ】

川津小学校から 南東へ 約850m、川津町 井手ノ上公民館から 北東へ
約550m に位置します。

無断転用の有無は、無です。

転用目的は、太陽光発電設備用地。

申請理由として、本申請地は、平成28年10月の農地部会で審議され、同年
12月12日に許可を受けた案件で、当時、申請地周辺の公図は、法務局の旧
図の損傷等により正確に転記されておらず、申請地の隣接農地は登記簿謄本
では存在しているものの、公図上には表示されていない状況であった。このよう
に公図が不正確な状況で、申請人から委託を受けた業者が申請し許可を受け、
本年1月に工事完了証明願が提出されたので現地確認を行ったところ、申請の
土地利用計画図の位置と実際に設備が設置されている位置が違っていた。そこ
で、業者に申請地の正確な位置の確認を求めたところ、元の所有者等からの聞き
取りにより、設備を設置しているところが申請地の正しい位置であり、申請時の
土地利用計画図の位置が誤っていたことが判明したので、県から指導を受け法
務局の公図の修正を行った上で土地利用計画図を作り直し、事業計画変更申
請書の提出があったものです。

農地の区分は、周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周
辺農地への影響は少ないものと思われま。

土地改良区意見書からも調整を了していると確認できます。

その他としまして、始末書的な内容を含む経緯書の添付があります。

以上です。

大原 会長
職務 代理

ありがとうございました。

國重 委員 さんより 現地調査の報告がありましたが、事務局の方で補足説明がありましたらお願いいたします。

藤井事務局長補佐

それでは、第8号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更」1件について補足説明をさせていただきます。

ただいま、國重委員さんより現地調査報告をいただいたとおりですが、補足としましては当初より県の担当者と申請地の公図が不正確であり、法務局の公図には申請地の中に隣の地番も含まれているのではないかとということで協議しておりました。また、市の税務課には隣の土地が表示された更正図があったので転用申請にあたっては法務局の公図を修正した上で行ってもらうべきではないのかとの協議を行っていましたが、県の方針としては法務局の公図が正しいものと考えているので、いくら市の税務課の更正図と違っているからといっても申請があれば受け付けざるを得ないという回答でした。そのような状況で申請を受け付けましたが、表示されていない隣接地については所有者から図面付きでこの位置が申請地との境界であるという確認書をつけてもらい何とか許可を受けたものでした。

その後、工事完了証明願の申請があり現地を確認したところ、申請時の土地利用計画図と施工場所が異なっていることを指摘したところ、申請を行った業者も驚いており、現地を確認し元の所有者にも確認した結果、位置を間違えていたことが判明した。業者は、位置が少しずれていただけだと主張していたが、今回の申請の場合は位置がずれることにより立地基準にも影響があるので、県の担当者と何度も協議を重ねた結果、県も事業が完了していることもあり太陽光発電施設ではないもう一筆の申請地の転用で立地基準を満たして何とか認めるということで今まで時間がかかったものです。

変更申請にあたっては、県から位置を誤って申請してしまったことについての経緯、間違ったことについての反省と今後は気を付ける旨の内容が入った経緯書を添付して申請を行うことという指導があったので添付されております。

以上です。

大原会長
職務代理

事務局の補足説明がございましたが、第8号議案についてなにかご意見・ご質問等はありませんか。

各 委 員

【異議なし】の声あり

大 原 会 長
大 職 務 代 理

特にご異議もないようですので、第8号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更」1件 について、原案どおり承認し委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

大 原 会 長
大 職 務 代 理

以上で、本日の農地法等許認可申請の審議を終了します。
その他案件として、事務局の方でなにかありましたらお願いいたします。

事 務 局 長

※視察研修の日程変更について 11月中旬→2月中、下旬
※11月27日(月)13:30～ 農業委員・推進委員研修会 於 丸亀市アレックス 出欠確認
※農業委員会だより表紙の写真撮影のお願い(表紙にふさわしの農作物などあれば)

大 原 会 長
大 職 務 代 理

それでは、これもちまして 10月の 定例会を閉会致します。

— 山下委員 挙手 —

大 原 会 長
大 職 務 代 理

はい、どうぞ。

山 下 委 員

すみません、定例会のこととお願いがあるんですが。
農地が1種から3種までであると思うんですが、その農地の種別について報告の中では説明されるんですが、それを備考欄に記入するようにお願いできませんでしょうか。

事 務 局 長

それは議案書にでしょうか。
議案書に1種農地、2種農地、3種農地という農地区分をですか。

山 下 委 員

はい。

事 務 局 長

それは、4条、5条の転用申請についてでしょうか。
農地には1種農地、2種農地、3種農地がありまして、3種農地は基本的に旧市街化区域です。
3種農地は都市計画法上は市街化を進めなさいという地域になりますので、農地

法上は許可が受けやすい農地になります。

逆に、1種農地は基本的に農振地域の中の農用地に元々入っていた農地になる
とっていただいたらよいと思います。その場合は、特に農地として守らなければ
いけない農地ということになりまして、俗にいう農振除外、農用地除外を行ってから
でない農地転用ができないということになります。

転用申請ができるのは、農振除外、農用地除外の手続きを行い県からも事前協議
回答という形で、除外について一応の同意が得られた時点になります。

山 下 委 員

それは分かっているんですが、書類に明記することをお願いしたい。

藤井事務局長補佐

それでは、議案の備考欄に1種農地、2種農地、3種農地と明記すればよいですか。

山 下 委 員

はい、それで結構です。

藤井事務局長補佐

4条、5条申請だけで構いませんか。

山 下 委 員

4条、5条申請と3条申請もできればお願いしたい。

藤井事務局長補佐

3条申請についても備考欄に記入した方がよいということですか。

事 務 局 長

申し訳ありません。3条申請については、農地を農地として利用するものですから
何種農地かまでは調べておりません。

山 下 委 員

3条申請も売買で所有権が動くんではないんですか。

事 務 局 長

いや、売買ですけど農地を農地として利用するために所有権移転するものでは
から、その内容について農地性があるかどうかは現地を確認、調査し判断しており
ます。確かにそこが1種農地か2種農地かで生産性が変わってくるのかもしれませんが
んが、そこまで調べておりません。ですから、ちょっと申し訳ないですが3条申請に
ついては難しいかと思います。

山 下 委 員

はい、わかりました。3条申請については構いません。

事務局 長

4条、5条の転用につきましては、農地がどのような農地かを調べておりますので表示することも可能です。

大原 会長
職務 代理

よろしいですか。

山下 委員

はい。

事務局 長

それでは、来月の議案から4条、5条申請の備考欄に農地種別を表示できるように考えます。

大原 会長
職務 代理

ほかにありませんか。

ないようでしたら、長時間にわたるご審議をいただき、ありがとうございました。

10時00分終了

平成29年10月20日